特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	生活保護関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

みよし市は、生活保護関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

みよし市長

公表日

令和7年4月1日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	生活保護関係事務				
②事務の概要	生活保護法に基づく保護の実施に関する事務、保護の変更の申請に関する事務、保護の停止又は廃止に関する事務、保護に要する返還及び徴収金の徴収に関する事務等。この業務を行うに当たり、次の事務において特定個人情報ファイルを取り扱う。 ①生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務 ②生活保護法による保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 ③生活保護法による就労自立給付金の支給に関する事務 ④生活保護法による進学準備給付金の支給に関する事務 ⑤被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 ⑥医療扶助のオンライン資格確認に関する事務				
③システムの名称	生活保護システム、中間サーバー、統合宛名システム、、統合専用端末、レセプト管理システム、医療保 険者等向け中間サーバー等				
2. 特定個人情報ファイル:	名				
生活保護被保護者ファイル					
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第 9条第1項及び別表23の項				
4. 情報提供ネットワークシ					
①実施の有無	<選択肢>				
②法令上の根拠	1 情報照会 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42及び43の項 2 情報提供 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171及び172の項				
5. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	福祉部福祉課				
②所属長の役職名	福祉課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・					
請求先	みよし市総務部総務課 〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂50 0561-32-8000				
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ				
連絡先	みよし市福祉部福祉課 〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂50 0561-32-8010				
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した				
適用した理由					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人未満(任意実施)]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	17年4月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点					
3. 重大事故							
	内に、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類						
[基礎	項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び				
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。							
2. 特定個人情報の入手(2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)						
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	3	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	ਂ (委託や情報提供ネットワー	一クシステムを通	じた提供を除く。) []提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	1]接続しない(入手) []接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				

7. 特定個人情報の保管・	消去				
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業		1]人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナン 上で記載されたマイナンバー(・申請者からマイナンバーが得 による照会を原則とすること。	ンバーを取得するの の真正性確認を行う 导られない場合にの	禄事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項ではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、そらこと。 み行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報はないるマイナンバーに誤りが無いか、確認する		
9. 監査					
実施の有無	[〇] 自己点検	[] 内部監	査 [] 外部監査		
10. 従業者に対する教育・	啓発				
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	1]全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられ る対策	[3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1)目的外の入手が行われるリスクへの対策 2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9)従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠		nの端末に限定して	戦員に限定している。また、生活保護システムが利用 ⁻ おり、利用端末へのログインには二要素認証を行って っている。		

変更箇所

发 史固	71				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	評価実施機関における担当 部署	健康福祉部福祉課	福祉部福祉課	事後	
平成28年4月2日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康福祉部福祉課	福祉部福祉課	事後	
平成30年4月1日	5.評価実施機関における担当 部署 ②所属長	加藤 清二	海堀崇	事後	
平成31年4月1日	5.評価実施機関における担当 部署 ②所属長の役職名	福祉課長 海堀 崇	福祉課長	事後	
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策		新規作成	事後	
令和3年9月1日	I4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②引用 法令の号	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	
令和7年4月1日	13 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(以下「番号法」 という。)第9条第1項及び別表第一の15の項	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(以下「番号法」 という。)第9条第1項及び別表23の項	事後	
令和7年4月1日	I4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②引用 法令の号	1 情報照会 番号法第19条第8号及び別表第二の26の 項 2 情報提供 番号法第19条第8号及び別表第二の9、1 0、14、16、18、20、24、26、27、28、30、 31、37、38、42、50、53、54、61、62、6 4、70、87、90、94、104、106、108、11 3、116及び120の項	1 情報照会 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2 条の表42及び43の項 2 情報提供 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2 条の表13、14、18、20、28、37、40、42、 48、49、53、59、63、69、74、75、76、8 6、87、89、96、108、125、132、141、14 4、151、155、158、161、167、168、16 9、170、171及び172の項	事後	